

○居住費・食費の自己負担限度額(令和6年8月以降)

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)					1日あたりの食費	
			従来型個室 (老健・療養型)	従来型個室 (特養・短生)	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	施設入所	短期入所
第1段階	生活保護受給者の方など	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	550円	380円	0円	880円	550円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者の方								
第2段階	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下の方(※2)	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	550円	480円	430円	880円	550円	390円	600円
第3段階①	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円超120万円以下の方(※2)	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	880円	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
第3段階②	前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超の方(※2)	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	880円	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の方(※3)		1,728円	1,231円	437円 (※4)	2,066円	1,728円	1,445円	

(※1)配偶者については、同一世帯に属していない場合でも、市町村民税非課税であることが要件となります。また、預貯金等の資産についても合計して判断します。

(※2)年金収入額には、非課税年金収入額も含めます。(遺族年金・障害年金等)

(※3)第4段階の負担額は、国が定めた基準費用額であり、具体的な負担額は施設の設定した金額により変わります。

(※4)特養と短期入所生活介護を利用した場合の多床室の基準費用額は、915円となります。